

第二十八回
国 会
参 議 院 文 教 委 員 会 会 議 録 第 十 一 号

昭和三十三年三月二十七日(木曜日)午
後三時七分開会

出席者は左の通り。

委員長 湯山 勇君
理事 野本 品吉君
竹中 勝男君
常岡 一郎君

委員

大野木秀次郎君
川村 松助君
下條 康磨君
高野 一夫君
林屋亀次郎君
三浦 義男君
秋山 長造君
大和 与一君
吉田 法晴君
加賀山之雄君

国務大臣

文部大臣 松永 東君

政府委員

外務政務次官 松本 謙藏君
文部省初等中
等教育局長 内藤豊三郎君
文部省大学
学術局長 緒方 信一君
文部省社会
教育局長 福田 繁君
事務局側
常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の会議に付した案件

○学校保健法案(内閣提出)
○著作権法の一部を改正する法律案
(野本品吉君外三名発議)

○委員長(湯山勇君) これより文教委員
会を開会いたします。

先刻開きました委員長・理事打合せ
の経過について報告いたします。

教育課程の改訂及び道徳教育につい
ての参考人はすでに三月二十九日土曜
日に出席していただくことになってお
ります。理事会に一任いたしてお
ります。参考人の人選についても次のよ
うに確定いたしましたので御報告いた
します。教育課程審議会会長日高第四
郎君、教育課程審議会副会長村上俊亮
君、日本教育学会会長長田新君、東京
教育大学教授梅根梧君。

次に、教職員の勤務評定に関する参
考人の出席については、委員長におい
て内交渉を行い、先方の都合のいい日
を確かめて決定することになっており
ましたので、問い合わせたところ、先方
より四月十日木曜日にされたいとの回
答がありましたので、そのように手続
を進めております。

なお、参考人の人選については最終
的な決定を見ておりません。

以上御報告いたします。

○委員長(湯山勇君) 学校保健法案を
議題といたします。本案については前
回すでに質疑を終局いたしましたので、
このより直ちに討論に入ります。

わちつと速記をとめて下さい。

「速記中止」

○委員長(湯山勇君) 速記を始めて下
さい。

これより討論に入ります。御意見の

ある方は賛否を明らかにしてお述べを
願いたいと思います。

○竹中勝男君 学校保健法案につきま
しては、私は賛成の立場で一言討論を
いたし、あわせて各派の意向をまとめ
ました付帯決議案を朗読いたしまして
御承認を得たいと思っております。

この学校保健法案は、世の中には悪
法というものがあろうですが、これ
はきわめて善法でありまして、最も範
疇の広い、また日本の現在の国民の健
康からいっても、教育の上からいって
も影響するところがはなはだ深く広い
実在の法案であると考えております。

しかしながら、この関係するところ
が広く深いものであればあるほど、
法律がいかに善意をもつて法文が作成
されておつても、これを実施するに
当つて、どこに重点があるか、どこが
最も日本の教育において、日本人の健
康において弱い点であるか、どこにそ
の行政上、管理上の欠陥があるかとい
うことについては、十分検討を要する
と考えましたので、私どもは慎重に審
議をいたしてきたのであります。小学
校の学童が千二百万、中学校の生徒が
六百万、高等学校の生徒が二百七十
万、合計二千七十万の国民、ことに次
の時代をなすところの国民にこれは
影響するところの、その基礎を養うと
ころの、すなわち次の日本の経済、文
化を担当するところのこの次代の人に
対する、教育上に関係する、その基礎
になるところの健康を守る法律であり
ますからして、こんなにりっぱな目的

を持った法律はないのであります。そ
こで、各委員から熱心な御討議があつ
たのであります。特に秋山委員から
は、健康な者を管理するということ
は、むろんもとより必要であります。
予防的に健康な者をはつきりさらに健
康な者にするということは必要であり
ますけれども、さらに直接に、当面の
この法案のねらいは、やはり弱いところ
の者、病弱者あるいは病気に冒さ
れておるところの者、そういう学童、
少年を養護するということが直接に大
きな本法のねらいでなければならな
い。従つて、現在養護教育というよう
な形において直接にこういう学童生徒
に施れておるのであるからして、この
教育、この制度をさらに強化して充実
していかなければならないという御意
見があり、またわが国の疾病の一つの
特色であるところの結核病が、児童生
徒を冒しておる実情であり、結核の手
防対策についても強化する政府の意向
であります。また僻地のごときは無医村
も、また僻地の数も限定されておつ
て、せつかくこの法律において学校医
や学校薬剤師がうたわれておりなが
ら、果して現実にそれが十分配置され
るか、あるいは学校の健康をこの人た
ちが管理できるかという点について
も、いまだ十分の確信を持ってない現実
の段階におきましては、特にこれを注
意してほしいという強い要望がありま
したので、ただいま各派を代表しまし

て、本案に対する次のような付帯決議
を付して賛成をお願いしたいと存しま
す。学校保健法案に関する付帯決議案
を朗読いたします。

政府は、本法制定の趣旨の徹底と
その成果の高揚に努力し、特に、次
の諸点については、速かに適切な措
置を講ずべきことを強く要望する。

一、高等学校以下の学校における養
護教諭の必置制の促進。

二、結核に対する根本施策の一環と
しての学童対策の重視。

三、へき地学校の保健対策の確立。
以上でございます。この付帯決議案
にも御賛成を得たいと存じます。以上
であります。

○委員長(湯山勇君) 他に御意見もな
いようでありますから、討論は終局し
たものと認めて御異議ございません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認
めます。

これより採決に入ります。

学校保健法案を問題に供します。本
案を原案通り可決することに賛成の方
の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(湯山勇君) 全会一致でござ
います。よつて本案は全会一致をもつ
て原案通り可決すべきものと決定いた
しました。

なお、本院規則第四百条による本会
議における口頭報告の内容、第七十二
条により議長に提出すべき報告書の作

成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたしました。

それから、報告書に多数意見者の署名を付することになっておりますが、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

野本 品吉 林屋亀次郎
下條 康磨 三浦 義男
川村 松助 加賀山之雄
常岡 一郎 大和 与一
秋山 長造 吉田 法晴
竹中 勝男

○委員長(湯山勇君) 次に、討論中に述べられました竹中君提出の各派共同提案による付帯決議案を議題といたします。

竹中君提出の付帯決議案を、本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(湯山勇君) 全会一致であります。よつて竹中君提出の付帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(湯山勇君) 著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、発議者から提案理由の説明を求めます。

○委員(湯山勇君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者から提案理由の説明を求めます。

○野本品吉君 ただいまから著作権法の一部を改正する法律案について、提案者を代表してその提案理由及び内容について御説明申し上げます。

まず、この法律案の提案理由を御説明いたします。

戦後、外国の科学書を無断複製して、国内で販売する者が多くなり、また、これは、わが国の研究者や学生の間に外国書が高価なために、低廉な偽版書の需要が相当多いということにもより、また、一方では現行の著作権法の罰則規定が軽微なことが偽版書を横行させている原因となっているのであります。しかも、この種のいわゆる海賊版は、国内の正規の出版者ではなく、不法な常習者によつて秘密裏に複製頒布されているのが実情でございます。わが国における外国書の無断複製行為は、今日、国際的にも非難の的となっており、このためにわが国は外国の信用を大へん失っているのであります。

ところが、著作権法の罰則規定は、明治三十二年制定当時のままであり、著作権を侵害した者は、罰金等臨時措置法によりまして、せいぜい最高二千円以下の罰金に処せられるだけであります。これは、現在の経済事情に照らし、また、同じ知能の権利の保護を目的とする特許法、意匠法のような工業所有権法の規定や、外国の立法例と比較し、大へん軽微、刑罰の目的を達することができないのであります。

す。従つて、この法律案では、著作権侵害の罪に対して新たに体刑を加えるとともに、罰金の最高額を引き上げ、著作権侵害を防止し、あわせて著作権者保護の目的を完全にしようとしたわけであり、これが、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、著作権法第三十七条に著作権侵害の罪に対して五十円以上五百円以下の罰金(罰金等臨時措置法により二千元以下の罰金)を定めておりましたのを二年以下の懲役または五万円以下の罰金に改めたことであり、著作権侵害の罪に対して新たに体刑を設けましたのは、主として前述の海賊版の常習者の発生を防止しようとしたものであります。

第二は、第三十八条に著作人格権侵害の罪に対して三十円以上三百円以下の罰金を定めておりましたのを五万円以下の罰金に改めたことであり、この規定は他人の著作物に著作者に無断で改ざん変更を加えた場合の罪を定めております。

第三は、第三十九条に出所不明示の罪に対して百円以下の罰金を定めておりましたのを一万円以下の罰金に改めたことであり、この規定は他人の著作物を利用する際にその出典を明らかにしなかった場合の罪を定めております。

第四は、第四十条に著作者名詐称の罪に対して三十円以上五百円以下の罰金を定めておりましたのを一年以下の懲役または三万円以下の罰金に改めたことであり、この規定は自分の著作物に他人の氏名を冒用した場合の罪を定めております。

第五は、第四十二条に虚偽登録の罪に対して百円以下の罰金を定めておりましたのを一万円以下の罰金に改めたことであり、この規定は登録官庁を偽わつて事実と反した登録を受けた場合の罪を定めております。

第六は、公訴の時効に関する第四十条の規定を削除したことであり、従来、著作権侵害の罪に対する公訴の時効は、刑事訴訟法の規定によらないで、著作権法に特例を設けて二年としておりましたが、これを改めて著作権侵害の罪に対する公訴の時効も刑事訴訟法第二百五十条第五号によつて三年とすることにいたしました。

第七は、第四十五条として新たに罰則規定を設けたことであり、これは著作権侵害に對しては、その侵害を行つた行為者を罰するほかに法人等に対しても前述の罰金を科すことにいたしました。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○委員長(湯山勇君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。これより本案の質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田法晴君 こういふ著作権法の罰則を強化しなければならぬという意見と申しますか、動きはどこから起つたのでしょうか、第一に伺いたい。

○野本品吉君 先ほどの提案理由で御説明申し上げましたように、著作権法

における罰則がきつて古い時代にできたために、現在の他のこの種の法律に比べて罰則が非常に軽い、均衡がとれないということが一つ。もう一つは、罰則の強化によりまして、著作権者の著作権というものを保護する。なお、その罰則の強化の当然の結果として、現在問題となつております海賊版というようなものの発行、発売というふうなことに、これを防止する効果を期待するというところ、罰則を強化するねらいがあるものであります。

○吉田法晴君 ねらいは提案理由の説明でわかるのですが、そういう要望は第一どこから出てきたのかと、こういうことです。

○野本品吉君 この要望は、実は海賊版が非常に市場に多く頒布されておるといふ事実があるからで、外国から日本の海賊版の横行に對していろいろと批判があり、また抗議がきておる。それから、さらに国際的な学者の会合等におきまして、それらの問題が指摘されて、非常に日本が批判されておる、こういうふうなことは日本の国際的な信用を保持し高める上から言つても適當でない、どうしたならばそれを防げるかということが一つ。もう一つは、著作権を保護してほしいと、各種の団体からも、ぜひ著作権法の改訂によつて著作権を保護してもらいたいという熱心な希望、諸君、陳情等が出てきておるわけであり、海外等からというのですが、原著者からどういふ要望が出ておられますでしょうか。それから、あるいは新聞によりまして、著作権協議会等からも意見が出さ

○政府委員（福田繁君）　ただいまの御質問でございますが、これはあるいは文部省の方から申し上げた方がよろしいと思いますのでいきさつを申し上げますが、日本におきまして、戦後海賊版がいろいろ出ましたということにつきましては、外国の出版社あるいはその元は著者でございますし、出版社から日本の、その洋書を輸入する洋書の同業組合でございますが、そういう組合等に対しまして、こういうた海賊版の横行は困るというような申し入れも再三ありました。

に言われました。外国出版社から、洋書の輸入同業組合に申し入れがあった。それはおそらく政府に申し入れがあったのだらう、文部省に申し入れがあったのだらうと思うのですが、それから外国政府からの申し入れというのは、これは今言われたように外務省——それもやはり結局は文部省じゃないでしょうか。それから、学術会議で学者が赤面するようなことがあったというお話です。これはどこにきたか……やはり文部省にきたのですか。

○政府委員(福田繁君) もちろんそういった外国の政府からの注意の喚起なり、あるいは輸入業者の方の話というものは、文部省にももちろん参ります。あるいは外務省にもそういう関係の話は当然いつていると思いますが、外国の会議での学者の話は、これはまあ非常に個人的な話になりますので、私どもはそういったことがあったとい

教団体を通じていろいろな言ひが聞かれています。それによつて、わが國の教育界に、いさゝか不安な點がある。その點を、速記を通じて、御座いますか。それによつて、わが國の教育界に、いさゝか不安な點がある。その點を、速記を通じて、御座いますか。

○委員長（湯山勇君） ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（湯山勇君） 速記を始めて。

○吉田法晴君 まあ、外国政府から云々といふことで、外務省を通じてといふお話が文部省の社会教育局長からあつたのですが、せつかくおいでになつたのは、その辺のことを説明しようといふことじゃないかと思ひますが、せつかくおいでになつた外務次官から、外務省に入つております海賊版の、何と申しますか、禁止のための措置要望等について御存じのところがあつたら、この際お聞かせをいただきます。

ら外務省を通じて政府に云々ということとであります。これは正式の抗議のようでしたが、今のお話では、トレード・マークの何といえますか、不正使用等と関連して、いわばつけたりで、非公式に会議の際に言われたということのようにですが、話がだいぶ違うのです。が……。

式の抗議文というよりうなかなた苦しいものはおちろん今日までなかったのです。あります。

○吉田法晴君 わかりました。いわけば注意というか、抗議的な注意であるのかのごとくに聞くのですが、そうすると、先ほどお尋ねしておったのは、国内あるいは国外からの要請にしても、これは政府機関になされた要望であり、あるいは諸願等であったと思うのであります。それが政府で取り上げられないで、議員提案になりましたのはいかなる理由に基づくものでしょうか。

○野本品吉君 これは諸願だけではない、日本の著作家の組合の代表、あるいは文芸家の代表、著音機レコード協

会の代表、そういう方々から、国会に對しまして、著作権法の改正によつて著作権の完全な保護の受けられるようにしてほしいという申し入れ、要望があるわけがあります。

○吉田法晴君 社会教育局長に伺いた
いのですが、従来外国政府から、ある
いは日本の学術関係の学者、あるいは著

作權關係の組合、洋書の輸入同業組合
というものもありますが、そういうと
ころから要望があつた、それを受けら
れたのは文部省なり、あるいは直接か
間接かは別として、とにかく社会教育
局長として受けられたのでしょうが、
それを政府提案にしなかつた理由はど

ういふところにあるのですか、それ
政府に聞きたい。政府は今までに要望
を受けたのです。

○政府委員(福田繁君)　ただいま各方面からの要望なり、請願等は、これももちろん政府に対する要望もございまして、国会に対する要望ももちろん

昭和三十三年三月二十七日
【参議院】

がりは、ちよつとさつきなんでもよくわからなかつたのですが、これはベルヌ同盟に日本も加盟して、そしてベルヌ同盟で大体きめられた、いわば基準のようなものを日本もそのまま採用しておつた。それがそのブラッセル規定に変わり、ローマ規定に変わって行つて、そしてローマ規定というものに日本も加盟しているということですか、そのつながりをもう一べん御説明願います。

○政府委員(福田繁君) このベルヌ同盟を作つた著作権条約に日本が最初に加盟したのであります。その後のローマの会議におきまして、ベルヌ同盟の著作権条約の内容について進歩と申しますか、改正があつた。それには日本は入つたのであります。ところが、戦争中にちよつと日本はそういう外交関係がなかつたものだから、戦争中にブラッセルにおいてベルヌ同盟の関係の会議があつて、いわゆるブラッセル規定というのでしたものであります。これには日本は戦争中であつたために入らなかつたといふことでもあります。

○秋山長造君 そつとすると、戦後ローマ規定による著作権条約ですか、それには日本は入つたと、そのときにそのローマ規定に対応するような改正というものが当然日本の著作権法について加えらるべきであつたんじゃないですか。

○政府委員(福田繁君) 御意見でございますが、これにつきましては、その後国会でも御審議をいただきました、エネスコの万国著作権条約というものができて、ベルヌ関係の諸国とアメリカ関係の諸国との著作権関係の規定の橋渡しをする意味の万国著作権条約と

いうものができて、日本もこれに加盟したことは御承知の通りであります。従つて、この万国著作権条約関係については日本も世界各國に自由にそういう保護ができるわけでございます。ただ、根本において日本の著作権法が非常に古いためにやはりそういう点において、個々の点について検討の余地のある問題があるということを示し上げたわけでございます。

○秋山長造君 そつとすると、万国著作権条約には日本も加わつておるのですから、結局著作権については著作権条約とそれから著作権法と二つが競合しておるようなことになるのですか。それに抵触するような面はないのですか。

○政府委員(福田繁君) これは抵触する点はないとせん。万国著作権条約と日本の現在の著作権法とは抵触いたしません。

○秋山長造君 抵触しないといふことになると、著作権法を別に古過ぎるから改正しなきゃならぬといふことなといふことになるように思われるのですか。それがわからぬ、僕には。

○政府委員(福田繁君) これは、この前申し上げましたように、古いから規定を改正しなきゃならぬといふことでなく、先ほど申し上げましたように、いろいろの点で世界各國が共通に研究している問題がございます。そういう研究問題が幾つかある限りにおきましては、日本の著作権法も将来の改正につきましてやはり同じような問題を研究しなきゃならぬ、こういうことでございます。

○秋山長造君 いや、その点はね、それはわかるのですよ。どういふ法律だつてこの國も皆研究しているのだから、日本だつて研究しなきゃ、一つの法律がいつまでもそのまゝというわけにはいかぬでしようけれども、今の著作権法の場合は、すでに今ある著作権について現在の世界の水準からいつても、もう古過ぎて、これはいじくるといふことになる、もうあちこちいじくらなきゃいかぬ、だからとてもそれは急場の間に合わないから、というよりな説明のように私は受け取つていたのですが、それで、各國が研究しているといふのは将来の問題ですからね。すでに各國の、現在の各國の著作権法に比べて、日本の今ある著作権法といふものがあちこち欠陥だらけだ、だからそれを現在の世界的な水準に持つていくために早急に何とかしなきゃいかぬが、しかしこれはやはり手を入れるといふことになる、これはとても急場の間に合わないほどあちこちボロが一ぱい出てくる、こういうことじゃないですか。

○政府委員(福田繁君) 私の説明が少し足りませんけれども、現在日本の著作権法が非常におくれてゐるというのではないので、これはやはり今まで申し上げましたように、世界との、いろいろな世界各國との會議等におきましてもそういういろいろな検討の問題が出ておる、そういう問題が今後取り入れていかなくやならぬ、こういうような改正が今後必要になつてくる、これを申し上げておるわけでありませう。

○秋山長造君 そつといたしますと、現在の世界の各國の著作権法に比べて、日本の著作権法がおかれてゐるとか、遜色があるとか、不十分だとかいふことじゃないのですか。そうすると、大体この罰則規定なんかにしてもこんな、われわれがわざわざ名前を連ねて改正なんかを急いでやらなくやならぬといふほどの必要もないのじゃないかという気がするのですけれどもね。罰則の点だけは非常におくれておつたのですか。

○政府委員(福田繁君) これは罰則の点につきましては、明治三十二年に制定された当時のままになつておりますので、提案理由の説明の中にもあります通りでございます。これは確かに各國の著作権に關する著作権侵害の場合の罰則に比べて非常に軽いといふことが言えるわけでありませう。

○秋山長造君 そつといたしますとね。この罰則の点を改めれば、大体もう先進國のこの著作権法に対して別に遜色は認められぬといふことになりませうか。

○政府委員(福田繁君) これは非常にむずかしい御質問のようであります。が、罰則の点は確かに今申しましたように、日本の著作権法は軽くなつております。ところで著作権法につきましても、これはもちろん条約等が根本になつておるもので、いろいろこの条約を根幹としたしましてきてゐるわけでありませう、しかしながら日本の場合におきましては、日本のまたいろいろ實際に關係する向きの特殊な問題がありませう、そういう点は条約の解釈なり、あるいは法の運用の場合にいろいろ問題があると思ひますが、そういう点につきましては、これは一々各國と比較して、どちらが進歩し

ているといふようなことは言ひ得ないと存じますが、条約を根本にしておりまする限りにおきましては、これは世界の著作権法と同様だと考へて差しつかえないと思ひます。

○秋山長造君 そつといたしますと、最初國際著作権條約の線で各國ともやつて、日本もやつて、それでやつておつて、各國はその後思ひ切つた大改正をやつて今日になつておる、日本は何もやつてないといふことになる、やっぱり大改正をやつてゐるだけ各國の方が進んでゐるといふことになるのじゃないですか。その点はどうか。言葉のやり取りを見てゐると、そこらはどうもよくわからぬ。

○政府委員(福田繁君) これは、そういう新しい規定を入れた点については、進歩と言へるかも知れませんが、これはやはり各國まちまちでございます。すので、日本だけがこれといふやうには考へられませう。ただ具体的に問題を處理する場合に、非常に困難な問題があれば、その具体的な日本の特殊事情に應じて、そこで改正していくといふことは必要だと思ひます。従つてそういう問題について先ほど申し上げましたように、この著作権制度調査会ではいろいろ研究中だといふことを申し上げたのでございませう。

○秋山長造君 そつといたしますと、その著作権制度調査会で研究をしておられるのは、もうすでに前からやつておられるのだからと思ひますが、こ

これは大体その用途をどの辺に置いておられるのですか。何か教育課程審議会なんか半年くらいで、御承知のように半年くらいでばつぱつぱつやつてしまつたんですが、著作権の方はまことに漫々ですが、何か適当な目安というものは置いておられて、そうしてそのときにまたまとめたものを基本にして、この著作権法の大改正を政府の責任においておやりになるというこの目途でやつておられるのですか、どうですか。

○政府委員(福田繁君) これは事柄が事柄でございますので、いついつまでにとりうやうやな期間を限つて結論を得るというところは非常に困難でございます。この著作権法の関係はまず分野というものは、日本の文化に非常にまた関係があり、各団体にもいろいろ関係がありますので、そういう調整等も十分やれば考えなければならぬと思ひます。従つて期限はありませぬけれども、できるだけ調査会としては早い機会に結論を考えたいというふうな気持は持つております。

○秋山長造君 これは諮問をしておられるのですか。この調査会に対して。○政府委員(福田繁君) これは著作権法のどこを改正するというように諮問はいたしておりませんが、著作権制度調査会は大体学者の集まりでございます。学者関係の方がたくさん入つておりますので、それからまた民間の各団体の代表みたいな方がたくさん入つておられますので、それぞれ問題点を持ち寄りまして、そうして研究していくというのが今まで建前になつております。従つて、特に文書でもつて諮問はいたしておりませぬけれども、この改

正するという前提に立つていろいろ研究いたしておるわけでございます。

○大和与一君 さつきお話を聞いてみると、外国からは一応注意喚起といひますか、そういう程度のまあ注意を受けておる。そうしたら今度は、こちらの方でどういふ法律を出さなければならぬといふことは、資料四を参考にすればかかぬと思ひますが、三年間で百八十件ある。そうすると、それが三年間に百八十件といふことは、常識的に言つてどうも多過ぎる。これはよくないから一つやめたいと、こういう氣持で議員立法になつたのか、あるいは政府としてはこのくらいな資料ではまだ政府としてこの法律を擬定するといふことは必要ないのだ、こういうふうにしてやつたのか。それをまあ一つ聞きたい。

それから第二の点は、これを改正するのについては、必ずこれからこういうことがなくなるというところが前提だと思ひます。そうすると、今度のこの改正によつてまあなくなるという自信があまりないのか。

第三点は、さつきもお話があらうに、国際的な条約の水準があつて、日本は明治以来変えていない、これはよくないかもしれぬ。各国で変えたならば、その変えた国々の、変える前と変えたあとの件数なり、あるいは罰金の金額なり、あるいは体刑の内容なり、こういうものを全部正確に調べ、その比較検討された上で、日本の現在の状態では、これはお金の方はこれくらいにしたい、体刑はこのくらいにしたい、こういうところまで正確にお調べになつて、そうしてなされたのか、その三点。

○野本品吉君 これは筋からいへば、私どもも政府の提案による著作権法の全面的な改正を期待するわけですが、しかし先ほど来、局長からいろいろ説明のありました通り、当面する問題を、できるだけ早い時期に何とか手当をしなければならぬといふことで、筋としては先ほど申し上げましたような氣持でおつたのでありますけれども、当面の対策として、ほうつておくわけにいかぬだらうといふことで、議員立法といふような形をとろうとしたわけですか。

それから第二の点の、これでなくなるかの問題であります。私は全部これでいける海賊版が絶滅できると思ひませんが、それでも、こうすることによつて相当程度防止し得る、こういうふうにして考へております。現にこういう問題が新聞その他報道されて、国会で取り上げておられるという状況が生まれて参りましたところが、従来この種の仕事をしておつた相当多数の者が一つにまとまつて、合法的な会社を作ろうといふ機運が起つておるということをお聞いております。絶滅はできないと思ひますが、相当心理的な効果は期待できる、こういうふうには考へております。

○政府委員(福田繁君) ただいまの説明にちよつと補足させていただきます。百八十件と申しますのは、これはわかつたものだけでございまして、まだ秘密出版と申しますか、そういうものはちよつとわからぬものがあるかも知れません。従つて、まだ百八十件以上におそらくわたつてゐるであらう、こういうふうに考へられます。それから、なお、この外国の立法の

問題でございますが、これは海賊版が特に戦後日本に多くなつたという実情でございまして、外国ではあまりないといふように聞いております。ただスペイン系統の国では、特に南米あたりでそういうものがあるように、国際会議等に話が出ております。他の国々におきましては、そういう海賊版の出版といふような事実はないようでございます。

○大和与一君 それじゃ著作権法の根本的なところか、全体的な検討は十分したいと思つてゐる、しかし当面は、主としてこの金額と体刑の内容、これを主にしてやつて、最良ではないけれども、これをやらぬよりやつた方がおそろしく相当減るだらう、こういう暫定措置としてとりあへず出してみる、こういう意味にとつていいですか。

○野本品吉君 今御質問の通りに私も考へております。政府で完全なものを出して、それで防遏できるものならば、それがいいことは当然ですけれども、ただ当面の措置としてはこういふことが必要である。もつともこれは逆に考へれば、こういう罰則の改正によつて、他にいわゆる海賊版だけじゃなしに、著作権全体といふものが、ある程度保護が十分できる点もありますし、それからその結果として、いわゆる海賊版といふものの相当程度の防止もできる、こういうふうには考へておる次第であります。

○大和与一君 そうすると、政府は、そういう今おつしやつたような意味から政府提案としなかつたんだ、こういうふうには理解してよいですか。○政府委員(福田繁君) 野本先生の

おつしやる通りでございます。

○竹中勝男君 これは発議者になつておつて質問するといふのは妙な形ですけれども、これは審議する上の前提となるような点について、当局の御意見を聞いておきたいと思ひるので質問するわけですが。特に文部大臣、外務次官にお尋ねしたいんですが、去年の、あれはいつですか、十月にワシントンで開かれた政府機関の著作権委員会、大へん日本にとつては不名誉な決議といふか、決議がなされてゐるんです。それは、日本は組織的に海賊版を作る傾向を持つてゐるということをお委員がいつておられます。元来、海賊版という言葉すら、非常に不名誉なんですけれども、今聞くところによると、スペインがある、その次に対象になるのは、スペイン以上かもしれないけれども、日本であるといふふうな、こういう海賊に日本がされる、しかもこれは個々の業者をいつてゐるんじゃないんです。日本がそういう傾向があるといふんです。これは非常に聞き捨てならぬ国の不名誉になることであると私は考へております。で、文部大臣にお伺ひしたいんですが、なぜ日本にはこういう海賊版がはやるのでしうか。まあまあなすのが上手である、何でも、ちよつとやるのが上手というだけじゃ済まぬと思ひます。というのは、ロカビリがアメリカからすぐ日本にきて、日本の方が盛んになるというふうなことは違ふと思ひますが、なぜでしう。大臣の意見を伺つておきたい。

○国務大臣(松永東君) これは私はしるうとすから、よく知りませぬけれども、大体洋書が購入するのに非常に

高価過ぎる、それでやはり今問題になつてゐるような海賊版が流行するといふよりなことを聞いております。それといふ一つは、やはり著作権侵害といふ点から、海賊版を出しても大した処罰をされない、そういう点がやはり今仰せになつたような不名誉な名前まで冠せられるといふような事態が起つたんじやなかろうかといふように考へております。

○竹中勝男君 ただいまの、そのあとの分については私もそう思う。その前の分についても、ある意味においてはそうだと思ひますが、そうすると、洋書が非常に高いから、安い洋書を作るといふことは、日本の研究を促進するからして、文部大臣もそれを奨励されるわけですか。(笑聲)

○國務大臣(松永東君) どうも海賊版奨励といふわけにはいきません。しかし何とかしてそうした違法をあえてせぬようにやりたいといふふうに考へておるんです。

○竹中勝男君 しかし洋書の輸入物が高い。で、日本の大学の予算は、文部大臣が知つておられる通りに、非常に少い。東大の化学講座の予算は、講座八、教授、助教授が八人おります。助手が十六人おります。そして図書費が八十万円しかありません。ところが、海賊版でやつてゐる何とかいふ化学全集は、原価は三百万円ほどしき入る。海賊版ですと三十三万円です。海賊版ですと日本の研究者は、ほんとうに勉強しようと思つたら、海賊版によらずにちゃんと買はない。そうすると、大臣はそういう現実を認められるのであれば、やはり文部省は予算を組まないのですから、海賊版を奨励され

てゐることに事実はなるのじやないですか。

○國務大臣(松永東君) いや、それは事實はそうなるかもしれせんけれども、事実は事実にあつてゐるにせよ、いと思つて、文部省としては努力を續けてゐるので、要するに戦前は、世界各國のいろいろな著作にもひけをとらぬような相當の文獻が出ておりました。やはりまあ戦争の結果、御承知のように、やはり外國の文獻に頼らんければならぬやうになつて、従つて海賊版といふものが起つてきた。ですからして何とか——この間から当国会でも問題になつておるやうに、やはり學者を尊重して、そして實行的にもそうした研究に、自由な研究をさせるやうにやはりしむけていかんければならぬ。そうすることによつて海賊版なんかもおのずから根を絶つやうになるのじやないかと思つております。しかし、遺憾ながら三十三年度の予算では、どうもそこまでは私にはやれなかつたことを大いに遺憾と思つております。

○竹中勝男君 大臣の言われることが実行されれば、これはもう海賊版はなくなるのです。海賊版については、法律よりもむしろ予算をいふことが解決するだらうと思つてゐます。予算といふんです。日本の生活をもつて學者が圖書の購買力を持つやうになり、學生が容易に外國書も買えるやうになるというところが、これはもう海賊版を解消するといふ、不名誉を回復する前提になるのです。現実はいさういふやうにいかぬ。それで海賊版の業者も、學生も、あるいは學者の一部もでしやうなけれども、まあ海賊版を——まあその

海賊といふのは、昔から英雄がおりたり、國のためになつたり、えらいことをやつてゐるのですから、義賊のやうに思つてゐる國民の感情もあるのですね。われわれの學問を助けてくれる、國の學術を進めてくれる、研究を進めてくれる……。そうすると、業者もまた眞小僧の親類のやうに、自分でも悪いことだけれども、またこの何といふか、必要悪といふやうに考へて、まあ大目に國も見てもいいじやないかといふやうな気持ちも出てくる危険も私はあると思つてゐます。そこで、私はやはり文教の当局に、あるいは外務当局に、特にこの法案の審議の前提としてお伺ひしたいのですが、一つはやはり日本人——われわれのモラルに關することだと思つてゐます。花をどろぼうしてもどろぼうではないといふことわざが日本にもありますが、まあ學術の書物を多少どろぼうしてもそり大したことはないと思つてゐる風潮があるのです。私も書物を食すと、返つてこない書物がだいぶあります。私も他人の書物を借りて返さないこともある。(笑聲) それはあまり毎日

ぬと思ひますが、大臣もそうだと思ひます。それと同時に、まあ外務省の海外との學術交流や、文化交流や、この日本の宣伝ですね。宣伝といふとあれですけれども、そういう政策がまだどうも確立してゐないやうに思ふので、次官にその点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(松本澄雄君) 前段と、ただいまの御質問と合せて一つ答弁させていただきます。思ふのであります。が、実はいろいろな學術會議におきまして、著作權の海賊版の問題、先ほど申しましたごとくいろいろ起りまして、その報告も受けておりました。またいろいろの會議におきまして、また折衝の過程におきまして、口頭等あたりでこの問題を注意されたことも先ほど説明した通りであります。特に私どもが、日本商品の輸出制限運動を起して折衝するたびごとに、かかり合ひに出されるのがこの海賊版の問題なんです。デザインであるとか、トレード・マークを盗むといふ問題に關しましては、多少日本側におきまして、これを保護するだけの資料はあるのであります。たとえばメーカーが無知である。従つてアメリカであるとか、英國の商人がやつて参りまして、こ

力におきましますところの輸入制限問題も、ジェトロ等あたりを強化することにしたしまして、日本側の自制を彼らは信頼して、この問題が解決されておるのであります。

この海賊版の場合におきましては、これはもちろん先ほど竹中先生の言にもありましたごとく、組織的に日本がやつておる。これはモラルの問題、道義の問題であるといふことを絶えず、何と申しますか、対照として出されま

すので、輸入制限の問題等あたりでも、相當被害をこうむつてゐることは事實なんでありまして、従ひまして日本側におきまして、自発的にこの問題を何とか一つ解決していくといふ責任をとられるといふことは、外務当局としては非常に望ましいことではあります。

文化交流等の問題に關しましては、これは私あわせてまあ御答弁するのはどうかと思つてゐるやうな、どうも文部省とか、外務省といふのは、予算折衝の場合に、非常にプレッシャー・グループが少いのであります。直接選挙といふものにかかり合ひがないといふこともあるかもしれせんが、(笑聲) いろいろと外國あたりを回りになりましますところの自民黨の先生方も、社會黨の方も、その他の方も、お回りになりまして、たとえば外務省の予算が少いじやないか、今度の折衝のときには大に一つお手伝いするからとおつしやしながら、農林省であるとか、そういう方面はきわめて御熱心であるが、(笑聲) 文部省であるとか、あるいは外務省、ことにこの文化交流の問題等あたりに關しましては非常に不熱心なんでありまして、私どもは非常に四苦八苦いたしまして、文化協定

あたりを結んだ。そうしますと、結んだからいけないじゃないかと、言つて、予算を断る理由としていろいろつらい思いをしておりますが、文化交流等あたりは、もちろん文化国家といたしましてこれは大切なことなんであります。その意味におきまして、一つこれは超党派で、今後一つ大いに援助していただきたい、こうお願いしたいと思ひます。

○竹中勝男君 大へん次官から激励を受けて、(笑)私も意を得ておるのですが、ほんとうに外務省のこの文化何とか局ですね、情報局ですか——の予算などを見て、ほんとうに私は寒心にたえないのです。(笑)外国の学者が来て、日本のことを手つとり早く知りたいたうのです。で、外務省の局にいきますと、もうこれは一冊しかありませんけれども、というのを、まあ非常な宝物のようにして下さるのです。向うは五人も、六人も来ておるのです。この日本を紹介する、日本の文化を紹介する、産業を紹介する、総合的に紹介する、その資料一つないのです、その資料だけでもないのです。これはもう文部省の社会教育局にも関係すると思ひますが、文部省に行つてもおそれ、それを外国文にした、外国人にまで日本の教育状態をわからず、日本の全体の大衆、国民をどういうふうにして教育しておるかというふうなことは、外国人にはわからないと思ひます。例の富士山とか芸者とかあまり……、非常に制限された範囲なんです。これは私も、外務委員をしてるときもやかましく一度言つたことがあります

す。どうしてもその文化交流というところに国が力を入れないのが、やはりこの海賊版などに関連してくると思ひます。日本という国はまあ非常にどろぼうの上手な国だ、こそそこどろぼうをするのはこのごろやめて、大つぴらに海賊になつてきた。こういう印象をもし与えたと、これは日本の将来の経済や貿易について非常に不利な条件を日本は持つことになると思ひます。が、英国やアメリカがもう各国に、その何といひますか、図書館を作つたり博物館みたいなことをやつたり、展覧会をやつたりして、どんどんやつておるのに、日本というのはどうしても外国にわからない、わかつてもらえない。それはやはり情報や宣伝が外国に行く予算がないことが一つ、予算がないというところはやはり熱意がない、圧力団体のような熱意がないのです。ほんとにその通りです。博物館一つ見ても日本くらい恥かしい——京都の博物館といつたら明治、古いだけが官庁自慢してありますが何も無い。借り物ばかり、その宝物、個人の物を預かつてそこに置いておくだけのことで、博物館の予算がないから博物館には物がないのです。そして見せない、蔵の中に入れてあまり見たいかぬという、そういう博物館しかないのです。こういう社会教育とか、それから国外に對する日本の紹介というものは非常に弱いという点は、もうこの文教委員会一つこの海賊版に合せて強調し、文部当局や外務当局に警告していただきたいと思ひますが、それにつきましてソ連及び中国との文化協定が、これはまあ政府の立場はよくわかりま

す。しかし経済の交流、文化の交流、人道上の問題の解決には力を入れるというのが総理の答です、総理の決意なのであります。貿易においては第四次協定にしても、鉄鋼協定についても相当進んでおりますけれども、まだ文化の交流といふことには非常に民間の者が苦勞しておるわけです。それでお互いに日本のいいものをソ連人にも見せ、中国人にも見せ、中国のいいものを日本人にも紹介し、ソ連のすぐれた芸術を日本人が鑑賞する。これはアジアにおいて非常に大事な点だと思ひます。むろん日米の關係においてもますますこれはやらなくちゃなりません。しかし、さてその中国やソ連になると、なお出し惜しみといひますか……民間はこのごろは非常に熱心で、大新聞などがやるようになりまして、そういう点について外務当局あるいは文部大臣の御意見を伺いたいのですが、いいもの、国の歴史、国の文化、そういう文化財をお互いに紹介し合ふ、先日敦煌展覽會が日本に来まして、非常な熱心な観覧者、まじめな観覧者を吸引しております。近く何というのですか、中国舞踊団というものが毎日新聞のあつせんで日本に来ることになつていますが、そういうときに日本の文化を、こういう機会に外国に紹介すると同時に、日本人が正しいアジアの歴史、東洋の歴史、東洋の心、アジアの心というものを理解する、これは大きな社会教育です。日本人の心や知識を豊かにする一つの契機です。社会教育の大きなものだと思いますが、こういうときにもっと積極的に政府当局、文教当局、外務当局は協力をしていただきたいと思ひますが、それに

ついて文部大臣、外務次官の御意見を伺いたいです。

○國務大臣(松永東君) 竹中委員のお説の通り、私としてはこれはもう文化の交流については熱望しておる。すなわち文化については国境がない、スポーツも同様に国境がないというふうな考えです。従つてもし事情が許せば急速にでも一つ交流を実現するようにしていただきたい。しかしそれは、今日の國際情勢あるいは国内情勢と、いろいろ支障もありましよう。それは総理並びに外務当局、今後大いに活躍していただくことでありましよう。しかし文部当局といひましては、できる限り早く文化の交流を実現したいというふうな考へております。

○政府委員(松本清蔵君) 先ほどの情報文化局のことでございますが、竹中先生のおつしやる通りでございます。で、各国ともに最近日本の文化事情等あたりを知りたがっておりますので、その資料を在外公館に求めますので、残念ながら十分な配布ができない実情でございます。今年の外務省の予算は、率からいきましたら従来よりもずいぶんふえておるのであります。が、元が一分足らずでございますので、ふえました率が多いといつても高が知れております。しかしながら、情文局の予算というものは、率からいきましたら相対大幅にこれをふやしましたので、少しばかり来年度の予算が通過いたしましたならば、この方面に力を注ぐことができるのではないかと考へております。

またソ連、中共との文化の交流の問題でございますが、ソ連とは御承知のごとく国交正常化いたしましたして、ま

だ本式の講和の締結にはなつておりませんけれども、すでにスポーツの交換あるいは向うから芸術家あたりが参りましたり、日本からも向うにいろいろなものを送つたりして、相当これは実績を上げております。将来におきましてももちろん文化協定を結ぶ段階にいくということはわれわれ期待しております。最近ではその前提といたしまして、通商協定も審議をいただきました。国会を通過いたしましたので、徐々にこれを進めていくことができると思ひます。ただ中共との、国と国との協定になりますと、これは先生も御承知の通り非常にデリケートな、微妙な問題でございますので協定を結ぶわけにいきませんけれども、すでに民間ベースにおきまして、日本から歌舞伎が向うに行き、向うからも芸術家が参つております。こういう工合にお互いに文化というものはいいことでございまして、これを承認の前提とか、あるいは外堀を埋める、内堀を埋めるというような政治的意図のないものにつきましては、われわれ政府といひますと、大いにこれを援助していくべきではないか、こう考へます。

○大和与一君 一つ簡単にすけれども、去年私たちが片山さんとソビエトへ行きました、それでフルシチョフ、ミコヤン、スースロフ、三人の実力者と話をして、そのとき文化の問題が、これは歌舞伎をモスクワにやつてもいい、その話をしまして、フルシチョフは非常に歓迎したんです。そういう話が門脇大使からあつた場合には、今は中国との話をされましたが、ソビエトからそういうふうな話がこれ

からある場合、どのような便宜というか、お考えをお持ちか、具体的な話ですけれども、ちよつと聞いておきたい。

○政府委員(松本瀧藏君) 向うから、歌舞伎をぜひよこしてくれ、という正式の申し出がございしますれば、一つあらゆる便宜をはかつて、向うにぜひ、日本のクラシカルな文化の紹介の意味におきまして、行つてもらいたいという気持ちでございます。ただ、条件その他等あたりよく調べまさんと、ここで最後決定はできませんけれども、あらゆる角度から一つ検討いたしました便宜をはかりたい、こう考えます。

○委員長(湯山勇君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。
○吉田法晴君 ほんとうの質問は、関連があまり多くなつて、どこかへ行つてしまつたので……。(笑聲)時間もおそいので、質問それ自身はこの次の機会にいたしまして、整理をして能率的にやりたいと思つて、この次の審議の機会までに、政府及び提案者から、以下の資料を一つ願いたい。

先ほど、ベルヌ同盟条約、あるいはローマ規定、ブラッセル規定、それから万国著作権条約等がございしましたが、その条約の関係部分を資料としてお出しをいただきたい。

それから、著作権制度調査会というものが出てきておつて、ほかの点もだけれども、著作権法についての改正がこの問題を含めて論議されている、こういうお話であります。その著作権制度調査会におけるこの問題に関連する、あるいは、先ほど社会教育局長が

御説明になりました範囲において関連する部分の、何といひますか、結論というのか、あるいは中間報告といひますか、関連する部分だけでいいですか、お出しをいただきたい。

それから、外国からの注意、申し入れもあつた、あるいは、諸願もあつた、ということですが、これは提案者と文部省で協力をして、その注意、申し入れ、あるいは諸願等の代表的なものを、お出しをいただきたい。その資料の中に、海外出版物輸入同業会から声明書なるものが出てくるというのですが、それも一ついただきたい。

それから、先ほど海賊出版をする者がどのくらいあるかという質問がありましたが、百八十件あるいはそれ以上ということ。週刊雑誌で今読みましたところによると、種類は三百種以上あるように書いてある。どの程度の出版社があり、どの程度の出版物が出ておるのか。それから、その価格。これは、もしできれば、正規に入手された場合の価格との比較。それから、日本で再プリントの権利を得てプリントをする場合にどのくらいになるか、価格の比較表が出ればなお幸いです。

それから、これは文部省だと思つて、第三回のユネスコの会議です。ユネスコ政府間著作権委員会に提出するために万国著作権条約の適用排除あるいは侵害の情報を集めようということ。政府で集められたというところで、その集められた情報なり資料なり。それから米出国出版社あるいは大使館から法的手段に訴えるための委任状が来ておるということ。そういう法的な手段に訴えたのかどうか知りませんが、訴えるための、これは

委任状を含む、何といひますか、文書。それから民間で不正複写防止法というのがある。不正複写防止法といひますが、不正複写防止法なるものの案文ですね。これは提案者にお願いをしたいかと思つておる。

以上、審議をいたしますに必要な資料を、全部の次までそろわんかもしませんが、できるだけこの次までに、おそろえをいただきたいのです。いかがですか。

○政府委員(福田繁君) 私どもでわかつて資料はできるだけとのえましてお出しいたしますが、今おつしやいました中で、たとえば、委任状のごときものとか、文部省として手に入らないようなものがあるかもしれせんので、そういう点がありましたら、御容赦願ひたいと思つておる。

○吉田法晴君 中には外務省の関係があります。法的手段に訴えるための委任状云々というものは、おそらく外務省に求むるものと思つておる。そういうものは、それぞれ御協力を願つてお出しをいただきたい。

○政府委員(松本瀧藏君) 一応調べまして出せるだけの資料は文部省と協力していたしました。御提出していただくことにいたします。

○大和幸一君 私も資料要求をします。きょういただいた資料の三です。ね。外国の金で書いてあるですね、罰金。これは、やっぱり日本の金に直さなきゃ、こんなものは資料にならんのです。見たつてわからん。邦貨に換算してもらつてね。

それからその次は、外国の件数ですね、これをちよつとできたら少し調べてもらいたい。特に日本と同じくらい

な力の国、たとえばイタリアとかあるいはアジアの国、そういう国でこういうことが行われていないか、あるいはあるだろうか、そういう点も、調べられたら一つお願いしたいと思つておる。

○政府委員(福田繁君) その外国でのいろいろ違反の件数等は、これは正確にわからんと思つておるけれども、資料等、できるだけ探してみたいと思つておる。

○委員長(湯山勇君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(湯山勇君) 速記を始めて。それでは今日は、これにて散会いたします。

午後四時五十二分散会

三月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。
一、著作権法の一部を改正する法律案(野本品吉君外三名発議)
著作権法の一部を改正する法律案
著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「五十円以上五百円以下ノ罰金」を「二年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金」に改める。
第三十八条中「三十円以上三百円以下ノ罰金」を「五年以下ノ罰金」に改める。

第三十九条中「百円以下ノ罰金」を「二万円以下ノ罰金」に改める。
第四十条中「三十円以上五百円以下ノ罰金」を「二年以下ノ懲役又ハ三万円以下ノ罰金」に改める。

第四十二条中「百円以下ノ罰金」を「二万円以下ノ罰金」に改める。
第四十五条を次のように改める。
第四十五条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第三十七条乃至第四十条又ハ第四十二条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

前項ノ場合ニ於テ該行為者ニ対シテ為シタル前条ノ告訴又ハ其ノ取消ハ其ノ法人又ハ人ニ対シテモ効力ヲ生ジ其ノ法人又ハ人ニ対シテ為シタル告訴又ハ其ノ取消ハ当該行為者ニ対シテモ効力ヲ生ズルモノトス

附則
この法律は、公布の日から施行する。

三月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。
一、学校保健の法制化等に関する諸願(第一二四三三号) (第一二六二二号)
一、建国記念日制定に関する諸願(第一二四九号) (第一二五〇号)
(第一二五二二号) (第一二六三三号)
(第一二六四四号) (第一二八二二号)
一、へき地教育振興法の一部改正に関する諸願(第一二五一号) (第一二九二二号) (第一二九三三号)
一、学校教育法第三三条改正に関する諸願(第一二六五五号) (第一二八三三号)

一、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法

律案反対等に関する請願（第一二六六号）（第一二六七号）（第一二八六号）（第一二八七号）（第一三〇二号）

一、学校教育法第二十八号改正に関する請願（第一二八四号）

一、学校教育法の一部改正に関する請願（第一二八五号）（第一三〇一七号）

一、公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願（第一二八八号）

一、教職員の勤務評定反対に関する請願（第一三〇三号）

第一二四三号 昭和三十三年三月十日受理

学校保健の法制化等に関する請願 請願者 福岡市西新町二、〇六 三ノ六 岡崎林平

紹介議員 矢嶋 三義君

現行学校保健に関する制度は法規上、または予算上きわめて不備不十分で児童生徒の健康増進及び学習能力の向上のためまことに遺憾であるから、（一）学校における衛生及び安全の保持に関する措置、（二）就学前の健康診断及び学校における健康診断とその事後処置並びに健康相談、（三）学校伝染病の予防措置、（四）学校管理下における児童生徒の負傷、疾病等に対する措置、（五）保健室等について規定した学校保健法を制定し、さらに学校管理下における児童生徒の災害共済法を制定せられるとともに、これに伴う予算を計上するよう早急に措置せられたいとの請願。

第一二六二号 昭和三十三年三月十五日受理

学校保健の法制化等に関する請願 請願者 京都市上京区室町一条 上ル京都市医師会内 豊田順爾

紹介議員 竹中 勝男君

現行学校保健に関する制度は法規上、または予算上きわめて不備不十分で児童生徒の健康増進及び学習能力の向上のためまことに遺憾であるから、（一）学校における衛生及び安全の保持に関する措置、（二）就学前の健康診断及び学校における健康診断とその事後処置並びに健康相談、（三）学校伝染病の予防措置、（四）学校管理下における児童生徒の負傷、疾病等に対する措置、（五）保健室等について規定した学校保健法を制定することと

に、学校保健予算についても十分なる国庫補助予算を計上するよう早急に措置せられたいとの請願。

第一二四九号 昭和三十三年三月十日受理

建国記念日制定に関する請願 請願者 静岡県清水市入江岡九 四六 大村清三外二十九名

紹介議員 鈴木 万平君

紀元節が国民の感情を無視して廃止されてから既に十年を経過したが、人心の安定とともに建国記念の日（もと）の二月十一日の（紀元節）制定を希望する声が高まってきた。これは祖国の歴史と伝統を回顧し国家興隆の前途を思うとき、当然起つてくる国民的世論であることに思いをいたされ、ぜひ建国記念の日法制化に尽力せられたいとの請願。

第一二五〇号 昭和三十三年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願（十一通） 請願者 徳島県那賀郡富岡町大字吉井 天野奈良雄外四百十一名

紹介議員 木村篤太郎君

この請願の趣旨は、第一二四九号と同じである。

第一二五二号 昭和三十三年三月十四日受理

建国記念日制定反対に関する請願 請願者 京都市左京区川端通丸太町上ル教育会館内京都市公立高等学校教職員組合内 谷澤三 員組合内 竹中 勝男君

紹介議員 竹中 勝男君

建国記念日は、学者文化人をはじめとする国民の総意により民主国家にふさわしい方法で決定すべきであつて、平和で民主的な日本の建国を記念してすべての国民が祝う日をもつということには反対でないが、二月十一日を建国の記念日にしようとするいわゆる「紀元節復活」の動きに対し、（一）うそを子供たちに教えることはできない、（二）教と子をふたたび戦場におけるような教育をすることはできない、（三）紀元節復活は決していわれる国民感情ではない等の理由により国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案に反対であるとの請願。

第一二六三号 昭和三十三年三月十五日受理

建国記念日制定反対に関する請願 請願者 宮城県伊具郡丸森町大張中学校内 沢田茂男 外三十名

紹介議員 曾根 益君

この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二六四号 昭和三十三年三月十五日受理

建国記念日制定反対に関する請願 請願者 京都市左京区川端丸太町教育会館内京都市教職員組合内 石田稔

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二八二号 昭和三十三年三月十七日受理

建国記念日制定反対に関する請願（十五通） 請願者 愛媛県東宇和郡野村町大字野村 末光貞憲外百七十名

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一二五五号 昭和三十三年三月十四日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願 請願者 香川県小豆郡土庄町小部三五六 西村元治

紹介議員 平井 太郎君

へき地教育振興法は、昭和二十九年に制定されたが、この法律は、はつきりした具体策を示していないため、その実態はいまだに、多くの悪条件のもとに、教育の実をあげることができない状況にあるから、（一）交通条件だけでなく社会的、文化的条件、自然環境等をへき地指定の基準に採用すること、（二）へき地における健康管理及び通学を容易にするための必要な措置を講ずること、（三）へき地区の定員配置については特別な措置を講ずること、

（四）へき地学校に勤務する教職員に対し、待遇を改善する必要な措置を講ずること、（五）都道府県、市町村に対する補助は国庫が半額負担するよう明確にすること等早急に同法の改正を図られたいとの請願。

第一二九一号 昭和三十三年三月十八日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願 請願者 愛知県安城市城ヶ入町新井一五九 岩瀬繁弥

紹介議員 長谷部ひろ君

この請願の趣旨は、第一二五五号と同じである。

第一二九三号 昭和三十三年三月十八日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願 請願者 長野県松本市磯ヶ崎古幡史雄

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一二五五号と同じである。

第一二六五号 昭和三十三年三月十五日受理

学校教育法第三十三号改正に関する請願 請願者 京都市上京区川端丸太町教育会館内京都市教職員組合内 原田孝子

紹介議員 竹中 勝男君

学校教育法第二十八号の主旨を完全に生かし各学校に差別的教諭を必要とするため、同法附則第三十三条を削除せられたいとの請願。

第一二八三号 昭和三十三年三月十七日受理

学校教育法第二十八号の主旨を完全に生かし各学校に差別的教諭を必要とするため、同法附則第三十三条を削除せられたいとの請願。

第一二八三号 昭和三十三年三月十七日受理

学校教育法第百三条改正に関する請願

請願者 京都市上京区川端丸太町教育会館内京都教職員組合内 糸井一

紹介議員 竹中 勝男君

この請願の趣旨は、第一二六五号と同じである。

第一二六六号 昭和三十三年三月十五日受理

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案反対等に関する請願

請願者 宮城県古川市東大崎東大崎中学校内 相沢国

紹介議員 小笠原二三男君

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案によれば、今でさえ少い養護職員が大幅に減員されることになるから、本法案には反対である。又学校保健に万全を期するため、養護職員一校一名必置の実現を要望するところ切なるものがあるから、学校教育法の一部を改正する法律の成立を願わねばならないとの請願。

第一二六七号 昭和三十三年三月十五日受理

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案反対等に関する請願

請願者 宮城県亶理郡山元町立山下第一小学校内 鈴木まさ外十五名

紹介議員 曾根 益君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二八六号 昭和三十三年三月十七日受理

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案反対等に関する請願

請願者 宮城県刈田郡蔵王町宮中中学校内 坂井初代

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案反対等に関する請願

請願者 宮城県刈田郡蔵王町宮中中学校内 坂井初代

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二八七号 昭和三十三年三月十七日受理

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案反対等に関する請願

請願者 宮城県桃生郡河北町立二保小学校内 津田真

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一三〇二号 昭和三十三年三月十八日受理

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案反対等に関する請願

請願者 宮城県刈田郡刈田町立遠刈田中学校内 長谷川光子

紹介議員 山田 節男君

この請願の趣旨は、第一二六六号と同じである。

第一二八四号 昭和三十三年三月十七日受理

学校教育法第二十八号改正に関する請願

請願者 北海道函館市松風町二田中猛

紹介議員 千葉 信君

すしづめ学級、定員不足等のため現在教師の労働量は非常に増大しており、加うるに事務職員の配置は教育現場の実情を無視してきわめて少いため、直接児童、生徒を対象とした教育以外の学校事務の多くは教師の負担となり、教育水準の向上に大きな障害となつて

いるから、学校教育法第二十八号但書を削除し、事務職員全校完全配置を実現せられたらとの請願。

第二二八五号 昭和三十三年三月十七日受理

学校教育法の一部改正に関する請願

請願者 大分県東国東郡国東町国東中学校内 高橋要

紹介議員 矢嶋 三義君

学校運営上養護教諭と事務職員は絶対必要であるから、各校必置制を確立するため、学校教育法第二十八号の但書削除及び第百三条並びに第五十条の改正を実現せられたらとの請願。

第一三〇一号 昭和三十三年三月十八日受理

学校教育法の一部改正に関する請願

請願者 大分県大野郡緒方町大字木野 堀哲一郎外二百九名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一二八五号と同じである。

第一二八八号 昭和三十三年三月十七日受理

公立義務教育施設費半額国庫負担制度確立に関する請願

請願者 山形市緑町一丁目山形県町村会館内山形県町村会内 市川清矩外一名

紹介議員 松澤 靖介君

第二十六回国会における「義務教育諸学校の施設費の二分の一を国が負担すべきであり、政府はすみやかにそれに必要な措置を講ずべきである。」との衆参両院の附帯決議に対する措置が、昭和三十三年度予算案においては考慮せられていないようであるが、将来の公立文教施設対策として現行の多岐にわたる文教施設関係諸法律を二本化し、国がその二分の一を負担する制度の法律化を是非今国会で実現せられたらとの請願。

第二三〇三号 昭和三十三年三月十八日受理

教職員勤務評定反対に関する請願

請願者 岩手県九戸郡軽米町岩教組九戸支部軽米支会内 田中文太郎外四名

紹介議員 小笠原二三男君

教職員に対する勤務評定が全国的に行われようとしているが、教育は子供の個性に即し教師の良心をもつて全人格の育成のため行われるべきものであつて、これを公平妥当に客観的に評価することはきわめて困難であり、単に外面的な教師の徳目的評価をもつて優秀をきめることとなれば、むしろ教師の熱意ある創意活動を沈滞させ校長と教師の相こくをきたし、のびのびとした明かの子供の育成は期待できないことを憂慮する一方、教員定数の増加、へき地学校の施設充実等教育環境の整備と教師の研修を充実することこそ現在教育行政の緊急施策と考へるから、勤務評定実施が教育向上のため効果のないことを考へ合せて、すみやかに国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法を改正して勤務評定に関する条項を削除せられたらとの請願。

第二三〇三号 昭和三十三年三月十八日受理

教職員勤務評定反対に関する請願

請願者 岩手県九戸郡軽米町岩教組九戸支部軽米支会内 田中文太郎外四名

紹介議員 小笠原二三男君

教職員に対する勤務評定が全国的に行われようとしているが、教育は子供の個性に即し教師の良心をもつて全人格の育成のため行われるべきものであつて、これを公平妥当に客観的に評価することはきわめて困難であり、単に外面的な教師の徳目的評価をもつて優秀をきめることとなれば、むしろ教師の熱意ある創意活動を沈滞させ校長と教師の相こくをきたし、のびのびとした明かの子供の育成は期待できないことを憂慮する一方、教員定数の増加、へき地学校の施設充実等教育環境の整備と教師の研修を充実することこそ現在教育行政の緊急施策と考へるから、勤務評定実施が教育向上のため効果のないことを考へ合せて、すみやかに国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法を改正して勤務評定に関する条項を削除せられたらとの請願。

第二三〇三号 昭和三十三年三月十八日受理

教職員勤務評定反対に関する請願

請願者 岩手県九戸郡軽米町岩教組九戸支部軽米支会内 田中文太郎外四名

紹介議員 小笠原二三男君

教職員に対する勤務評定が全国的に行われようとしているが、教育は子供の個性に即し教師の良心をもつて全人格の育成のため行われるべきものであつて、これを公平妥当に客観的に評価することはきわめて困難であり、単に外面的な教師の徳目的評価をもつて優秀をきめることとなれば、むしろ教師の熱意ある創意活動を沈滞させ校長と教師の相こくをきたし、のびのびとした明かの子供の育成は期待できないことを憂慮する一方、教員定数の増加、へき地学校の施設充実等教育環境の整備と教師の研修を充実することこそ現在教育行政の緊急施策と考へるから、勤務評定実施が教育向上のため効果のないことを考へ合せて、すみやかに国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法を改正して勤務評定に関する条項を削除せられたらとの請願。

第二三〇三号 昭和三十三年三月十八日受理

教職員勤務評定反対に関する請願

請願者 岩手県九戸郡軽米町岩教組九戸支部軽米支会内 田中文太郎外四名

紹介議員 小笠原二三男君

教職員に対する勤務評定が全国的に行われようとしているが、教育は子供の個性に即し教師の良心をもつて全人格の育成のため行われるべきものであつて、これを公平妥当に客観的に評価することはきわめて困難であり、単に外面的な教師の徳目的評価をもつて優秀をきめることとなれば、むしろ教師の熱意ある創意活動を沈滞させ校長と教師の相こくをきたし、のびのびとした明かの子供の育成は期待できないことを憂慮する一方、教員定数の増加、へき地学校の施設充実等教育環境の整備と教師の研修を充実することこそ現在教育行政の緊急施策と考へるから、勤務評定実施が教育向上のため効果のないことを考へ合せて、すみやかに国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法を改正して勤務評定に関する条項を削除せられたらとの請願。

第二三〇三号 昭和三十三年三月十八日受理

教職員勤務評定反対に関する請願

請願者 岩手県九戸郡軽米町岩教組九戸支部軽米支会内 田中文太郎外四名

紹介議員 小笠原二三男君

昭和三十三年四月二日印刷

昭和三十三年四月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局